

ミツミネキャリアアカデミー日本語コース

学 則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、日本語の必要性和重要性を認識した外国人留学生等に日本語、日本文化及び日本事情を教授することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、ミツミネキャリアアカデミー日本語コースと称する。

(位置)

第3条 本校は、東京都新宿区北新宿4丁目1番1号におく。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休校日

(コース・修業期間・収容定員)

第4条 コース、修業期間、収容定員及びクラス数は次の表のとおりとする。

＜次頁＞

部別	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考	
第1部	進学2年	2年	140名	7クラス	4月生	140名
	進学1年9か月	1年9か月	120名	6クラス	7月生	120名
	進学1年6か月	1年6か月	100名	5クラス	10月生	100名
	進学1年3か月	1年3か月	40名	2クラス	1月生	40名
	進学1年	1年	20名	1クラス	4月生	20名
	小 計		420名	21クラス	4月生	160名
					7月生	120名
					10月生	100名
					1月生	40名

部別	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考	
第2部	進学2年	2年	120名	6クラス	4月生	120名
	進学1年9か月	1年9か月	120名	6クラス	7月生	120名
	進学1年6か月	1年6か月	80名	4クラス	10月生	80名
	一般2年	2年	80名	4クラス	4月生	20名
					7月生	20名
					10月生	20名
					1月生	20名
	小 計		400名	20クラス	4月生	140名
					7月生	140名
					10月生	100名
					1月生	20名

合計	820名	41クラス
----	------	-------

(始期・終期等)

第5条 本校の各コースは、1月、4月、7月、10月に始まり、3月、6月、9月、12月に終わる。但し、進学コースについては、3月に終わるものとする。

2 前項の期間を分けて、次の4学期とする。

- (1) 第1学期 (4月8日から 6月21日まで)
- (2) 第2学期 (7月1日から 9月27日まで)
- (3) 第3学期 (10月7日から 12月18日まで)
- (4) 第4学期 (1月8日から 3月19日まで)

(休校日)

第6条 本校の休校日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
 - (3) 夏期休校 (6月22日から 6月30日まで)
 - (4) 夏期特別休暇 (8月 5日から 8月20日まで)
 - (5) 秋期休校 (9月28日から 10月 6日まで)
 - (6) 冬期休校 (12月19日から 1月 7日まで)
 - (7) 春期休校 (3月20日から 4月 7日まで)
- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休校日に授業を行なうことができる。
- 3 非常災害、その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことがある。

(授業の終始時刻)

第7条 授業の終始時刻は、校長が定める。

第3章 教育課程、授業時間、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第8条 本校の各コース別の教育課程、授業日数及び授業時数は、次のとおりとする。

1日の授業時数は4時間、週20時間とし、1学期の授業日数は50日とする。

ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は、45分とする。

1. 進学コース

(1) 進学2年コース

授業科目	授業内容	週当たりの授業時数等
メインテキスト	文法・語彙・読解・EJU対策など	9時間
表記	漢字・作文など	3時間
聞く	聞き取り・内容把握など	3時間
話す	会話・スピーチ・面接練習など	3時間
テスト	課テスト・会話テスト・作文テストなど	1時間
日本事情	日本社会・文化など	1時間
計		20時間
		1600時間（80週）

(2) 進学1年9か月コース

授業科目	授業内容	週当たりの授業時数等
メインテキスト	文法・語彙・読解・EJU対策など	9時間
表記	漢字・作文など	3時間
聞く	聞き取り・内容把握など	3時間
話す	会話・スピーチ・面接練習など	3時間
テスト	課テスト・会話テスト・作文テストなど	1時間
日本事情	日本社会・文化など	1時間
計		20時間
		1400時間（70週）

(3) 進学1年6か月コース

授業科目	授業内容	週当たりの授業時数等
メインテキスト	文法・語彙・読解・EJU対策など	9時間
表記	漢字・作文など	3時間
聞く	聞き取り・内容把握など	3時間
話す	会話・スピーチ・面接練習など	3時間
テスト	課テスト・会話テスト・作文テストなど	1時間
日本事情	日本社会・文化など	1時間
計		20時間
		1200時間（60週）

(4) 進学1年3か月コース

授業科目	授業内容	週当たりの授業時数等
メインテキスト	文法・語彙・読解・EJU対策など	9時間
表記	漢字・作文など	3時間
聞く	聞き取り・内容把握など	3時間
話す	会話・スピーチ・面接練習など	3時間
テスト	課テスト・会話テスト・作文テストなど	1時間
日本事情	日本社会・文化など	1時間
計		20時間
		1000時間 (50週)

(5) 進学1年コース

授業科目	授業内容	週当たりの授業時数等
メインテキスト	文法・語彙・読解・EJU対策など	9時間
表記	漢字・作文など	3時間
聞く	聞き取り・内容把握など	3時間
話す	会話・スピーチ・面接練習など	3時間
テスト	課テスト・会話テスト・作文テストなど	1時間
日本事情	日本社会・文化など	1時間
計		20時間
		800時間 (40週)

2. 一般コース

(1) 一般2年コース

授業科目	授業内容	週当たりの授業時数等
メインテキスト	文法・語彙・読解・JLPT対策など	9時間
表記	漢字・作文など	2時間
聞く	聞き取り・内容把握など	3時間
話す	会話・スピーチ・グループワークなど	4時間
テスト	課テスト・会話テスト・作文テストなど	1時間
日本事情	日本社会・文化など	1時間
計		20時間
		1600時間 (80週)

(学習の評価並びに進級)

第9条 学習の評価は、試験成績、出席状況、授業態度、宿題などの提出等を総合して決定し、5段階評価とする。

- 2 学期(3ヶ月毎)の定期試験(筆記・会話等)の成績により進級の可否を決める。所定の成績に満たない場合は、同じレベルを再履修する。

(教職員組織)

第10条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
 - (2) 主任教員 1名
 - (3) 教員 41名以上(うち専任21名以上、校長を含む)
 - (4) 事務職員 9名以上(うち専任7名以上)
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
 - 3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 年齢が、原則として18歳以上の者
- (3) 正当な手続によって、日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (4) 経費支弁能力を有する、経費支弁者がいる者

(入学時期)

第12条 本校への入学は、年4回とし、その時期は4月、7月、10月及び1月とする。

(入学手続き)

第13条 本校への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校へ入学しようとする者は、本校が定める入学願書・その他の書類に必要な事項を記載し、第19条に定める選考料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第19条に定める入学金・授業料などの費用、及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(休学・復学)

第14条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、休学しようとする場合は、その事由、及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(転学)

第16条 転学は、原則として認めない。但し、校長が特別の事由があると判断した場合は、転学を認める場合がある。

(修了・卒業の認定)

第17条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について、第9条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該コースの修了を認定する。

- 2 校長は、本校の所定の課程を修了した者に対して、修了証書または卒業証書を授与する。

(表彰)

第18条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して表彰する。

(懲戒処分)

第19条 生徒が、この学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び除籍の3種とする。
- 3 前項の除籍は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で、反省、改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく、出席率が極度に悪い者
 - (4) 学校の規則や秩序を乱し、生徒としての本分に反した者

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第20条 本校の生徒納付金は、次のとおりとする。

- (1) 選考料 30,000円
- (2) 入学金 70,000円
- (3) 授業料他 61,000円 (1年払いの月額)

※他には、設備費・教材費・課外活動費を含む。

(納入)

第21条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月から授業料を免除することがある。
- 3 特別の事由がある場合は、第一項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部、又は一部を減免することがある。

(滞納)

第22条 生徒が正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を2か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合には、校長は当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第23条 入学時納付金については、授業開始日前に入学を辞退した場合は、選考料を除き、納付金を返還する。ただし、授業開始日以後に入学を辞退した場合は、選考料および入学金を除き、納付金を返還する。

- 2 入学して半年経過後、修業期間を短縮して修了し、進学、帰国又は在留資格を変更した場合は、学期(3か月分)を単位に授業料を返還する。ただし、授業開始日以後、修了の申し出があった場合は、当該学期の授業料は返還しない。
- 3 除籍処分を受けた者には、授業料は返還しない。

第6章 雑 則

(寄宿舍)

第24条 寄宿舍に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第25条 健康診断は、入学時期に合わせ、年4回実施する。

(細則)

第26条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附則 この学則は、令和7年4月1日から施行する。